

## 令和5年度第2回北区子ども・子育て会議子ども・子育て支援計画部会 次第

日時：令和5年6月7日（水）18時30～

場所：北とぴあ15階ペガサスホール

### 1 開会

### 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- ①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について
- ②「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について

### 3 その他

### 4 閉会

#### 【資料一覧】

資料 No.	資料名	配付区分
資料1	■次世代育成支援行動計画	事前メール・当日配付
資料2	5月の子ども・子育て会議部会での意見	//
資料3	「次世代育成支援行動計画」の体系	//
資料4	「次世代育成支援行動計画」の施策目標（赤字修正版）	//
資料5	■子ども・子育て支援事業計画	//
資料6	子ども・子育て支援事業計画 掲載イメージ	//
資料7	(仮称)北区子ども条例の基本的な考え方（案）	//
資料8	(仮称)北区子ども条例アンケート（案）	当日配付
資料9	条例に関してこれまでの部会で出された主なご意見	当日配付

【事務局】子ども未来課子ども未来係 小泉・梅村・伊藤・横山

メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp

電話03-3908-9097

## ■「次世代育成支援行動計画」

### 1. 次世代育成支援行動計画とは（改めて）

- ◆ 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として策定（**することができる。**）
- ◆ 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 2. 次世代育成支援行動計画の体系・施策目標（5月の子ども・子育て会議部会での審議を踏まえて）

- ◆ 5月11日・23日の子ども・子育て会議部会での意見（別紙1）
- ◆ 次世代育成支援行動計画の体系（別紙2）
- ◆ 次世代育成支援行動計画の施策目標（別紙3）

### 3. 新計画の個別目標（主な取組み）に載せるべき事業（案）

- ◆ 出産から切れ目のない伴走型支援  
ヤングケアラーの子どもと家庭の支援  
若者支援  
子どもの権利擁護・意見表明権の保障、LGBTQの対応等  
子どもの自殺問題  
医療的ケアを日常的に必要とする子どもと家庭の支援  
その他…



### 4. 今後の予定

- ◆ 6月：新計画の個別目標（主な取組み）について庁内各課に調査
- ◆ 7月：子ども・子育て会議で報告

(別紙1)

◆5月の子ども・子育て会議部会での意見

令和5年5月11日 第1回子ども・子育て支援事業計画部会

令和5年5月23日 第1回子どもの未来応援プラン部会 の主な意見

1 施策目標5「安心して子育てと仕事ができる環境づくり」【個別目標】の見出し③「男女が共に担う子育ての推進について」について

(1) 事務局案

「性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進」

(2) 委員意見

・「「かかわらず」という表現はわかりづらいのではないか。

・「性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の推進」がより良いと考える。

(3) 今後の方針案(子ども未来課)

→「とらわれる」の意味合いが本文脈に適合し、かつ、国の計画等でも同様の文脈で「とらわれず」の使用例があることから、委員意見のとおり修正する。

理由1 意味

デジタル大辞泉

固定した価値観や考え方などに拘束される。

理由2 使用例

① **男女共同参画基本計画**(平成12年12月28日号外総理府告示第74号)から抜粋  
・「男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策の一層の充実を図る。」

・具体的な取組

④ 社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。

② **東京都北区立図書館資料管理要綱**(平成24年3月21日23北教図第2701号教育長決裁)

(別紙1)

◆5月の子ども・子育て会議部会での意見

(資料収集の基本方針)

第4条 図書館は、区民の生涯学習を支える情報拠点として区民の知的、文化的要求に応え、教養、調査研究、レクリエーション等に役立てるため、必要な資料を幅広く収集する。

2 区民の知る権利を尊重するとともに、論争や見解の違いのある分野の資料については、あらゆる思想、信条、宗教、学説、党派的立場にとらわれることなく、それぞれの観点に立った資料を公平かつ幅広く収集する。

2 施策目標5「安心して子育てと仕事ができる環境づくり」リード文について

(1) 事務局案

「さらに、性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会を推進します。」

(2) 委員意見

・「かかわらず」を修正してほしい

・「社会を推進します」の表現が違和感

(3) 今後の方針案(子ども未来課)

委員意見を踏まえ、「さらに、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の実現を図ります。」に修正する。

i 男女共同参画基本計画 第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

I あらゆる分野における女性の活躍

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

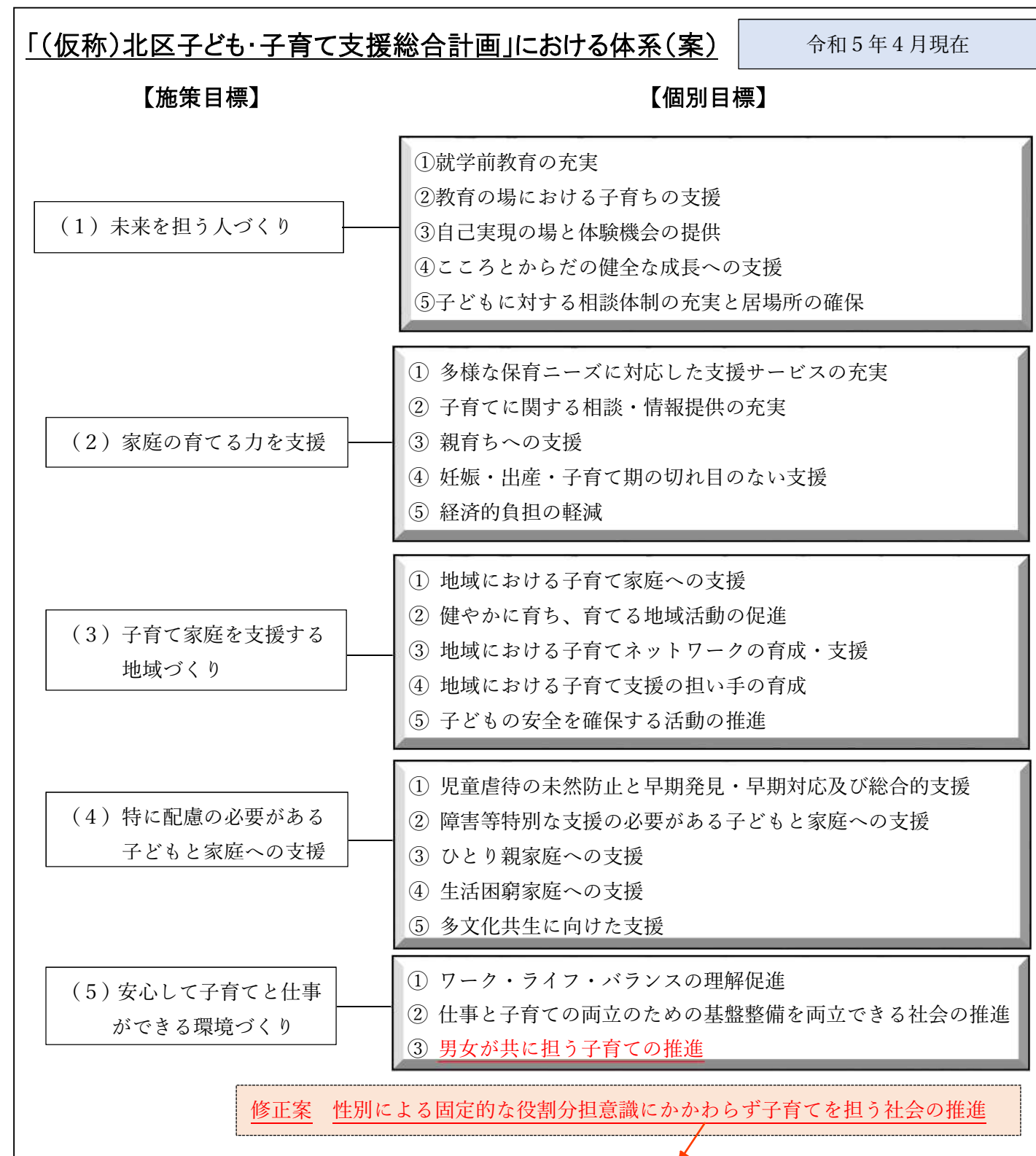
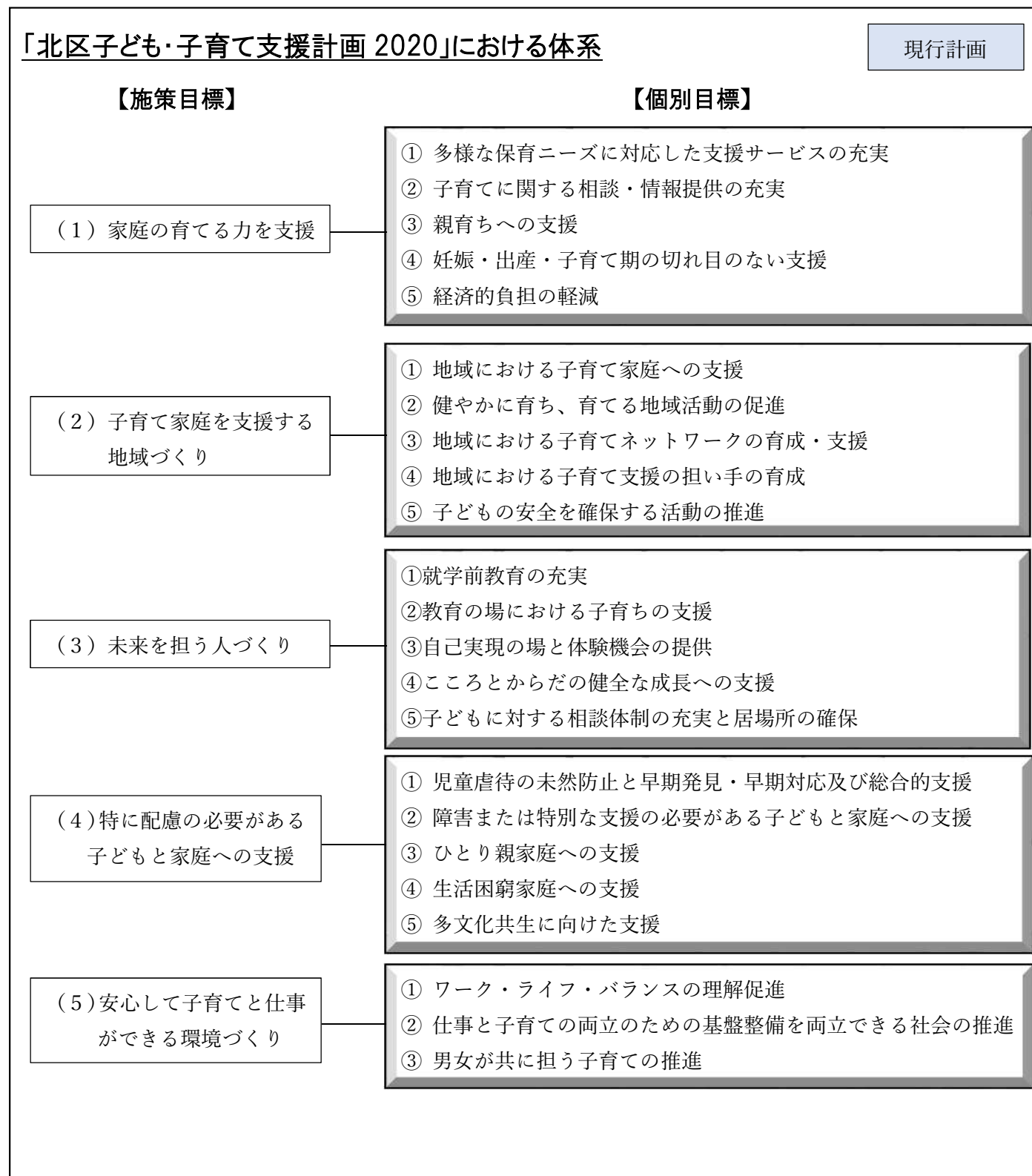
施策の基本的方向

(別紙2)

「次世代育成支援行動計画」の体系について（素案）

◎考え方

次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向けて、「北区子ども・子育て支援計画2020」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し事業を展開していきます。基本的には既存計画の体系を踏襲し、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進していきます。



## 2

## 施策目標

本計画の基本理念である「すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち」の実現をめざすため、5つの施策目標を設定しました。

### 施策目標1 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。

また、**子どもの権利を保障し**、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、**子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実を図ります**。

さらに、**子どものこころとからだの健全な成長と社会的な自立のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います**。

### 施策目標2 家庭の育てる力を支援

**子どものより良い育ちを実現するために、子どもの成長や子育てに楽しみや喜びを感じられるような支援の充実を図ります**。

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、**多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、経済的負担の軽減策など**、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

また、**出産・子育てに不安をもつ保護者に対し「親育ち」の取組みを推進します**。

### 施策目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、**子育てをまちぐるみで温かく見守る地域づくりを推進します**。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場や、保護者と子どもが一緒にゆっくり過ごすことができる場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。

また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

さらに、**子どもを危険から守り、安心して子育てができる環境づくりを行うため、子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します**。

## 施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

---

子どもたちを誰一人取り残すことがないように、困難を抱える子どもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない支援の充実を図ります。

子どもへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組みを進めるとともに、様々な課題を抱える子どもや家庭への支援体制の強化を図るため、子どもに関する総合的な相談・支援拠点の整備など体制の構築を進めていきます。

また、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援及び多文化共生に向けた支援を進めます。

## 施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

---

より良い親子関係を形成し、子どもの育ちを支援するため、保護者が安心して子育てと仕事ができ、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりを推進します。

ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを一層推進します。

さらに、性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会を推進します。

さらに、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の実現を図ります。

(新たな修正案)

### ※会議中事務局補足説明※

上記黄色下線箇所については、「社会の実現に向けた取組を推進します。」との修正の方向性である旨説明

# 子ども・子育て支援事業計画

## 1. 子ども・子育て支援事業計画とは

- ◆子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定(法定義務)
- ◆5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であり、「見込量」と「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載する。

## 2. 市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する事項

### ◆教育・保育の提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。

#### 〈区域設定のポイント〉

- 区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- 区域は教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本だが、実態に応じて認定区分(1~3号)ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することができる。
- 本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域(赤羽地域、王子地域、滝野川地域)に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

### ◆幼児期の学校教育・保育

#### 〈見込量〉

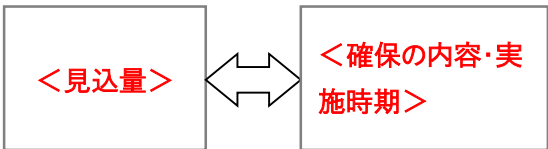
- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳)<2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳)<3号>

#### 〈確保の内容・実施時期〉

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育所で確保

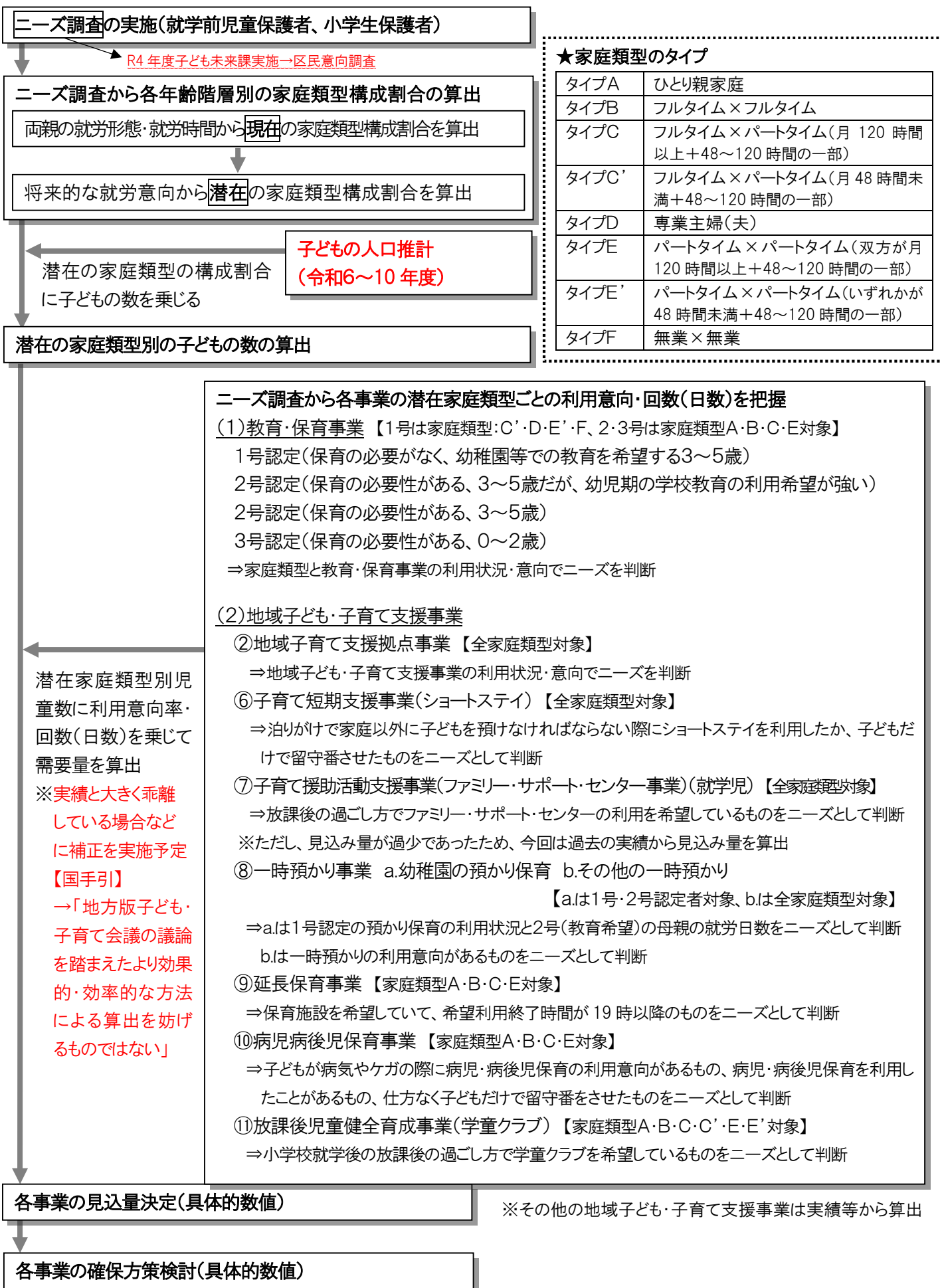
### ◆地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業





### 3. 子ども・子育て支援事業計画の見込量算出フロー（国の手引きに基づく）



# 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

本章「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定することが義務付けられている法定計画で、現行の第2期計画の期間は令和2年度～6年度、第3期計画の期間は令和7年度～11年度となっています。

したがって、本計画における令和6年度部分については第2期計画の最終年度の見直しの位置付けとなり、R7年度～R10年度部分については第2期計画に引き続き、区が子ども・子育て支援事業について策定する区独自の計画として取り扱うこととなります。

# 2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

図 北区全域図



### 3

## 人口推計

「北区基本計画 20~~20~~45」の改定のために実施された北区人口推計調査に基づき、20~~41~~38年までの年少人口の推計が~~令和3平成30~~年~~10~~3月に報告されました。この年少人口を令和~~6~~2年から令和~~10~~6年の5年間について0歳から11歳まで歳児別に推計し、幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出していきます。

図 人口推計

人口推計グラフ（R6～R10）図形は作成中

## 4

# 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めます。

幼児期の 学校教育・保育	(1) 保育園 認定こども園※(保育利用分) 地域型保育※ (2) 幼稚園 認定こども園(教育利用分)
-----------------	--

地域子ども・子育て 支援事業	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ) (7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業 (10) 病児病後児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
-------------------	--

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育：原則 19 人以下の少人数単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

5

# 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

## (1) 保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

### 【今後の方向性】

- 認可保育所の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育所を中心とした整備を進めます。
- 多様なサービスを選択できるよう、保育事業の充実を図ります。
- 地域ごとの偏在や需給バランスの不均衡が発生し、待機児童（※）が発生する可能性があります。その際は状況に応じて解決策を検討し、定員の拡大に向けた整備等を進めます。  
※平成31年4月1日時点で119名

量の見込みの考え方	利用実績から算出した入所希望率を基に算出
確保方策の考え方	人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定

### ■ 北区全域

(人)

	1年目 (令和62年度)			2年目 (令和73年度)			3年目 (令和84年度)			4年目 (令和95年度)			5年目 (令和106年度)		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込み	4,492	3,388	701	4,629		3,356							5,773	3,614	770
②確保方策	特定教育・保育施設※	4,992	3,189	709	5,230	3,281							5,300	3,281	721
	特定地域型保育事業※	0	277	116	0	277							0	277	116
	認可外保育施設等	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88
②-① 過不足	500	166	150	601	290	144	638	205	127	666	117	108	657	32	93

数値は現行計画のものです  
(以下同じ。)

※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：  
幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。  
1号認定…保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳  
2号認定…保育の必要性がある、3～5歳  
3号認定…保育の必要性がある、0～2歳  
なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2)幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地域

(人)

	1年目 (令和6年度)1年目 (令和2年度)			2年目 (令和7年度)2年目 (令和3年度)			3年目 (令和8年度)3年目 (令和4年度)			4年目 (令和9年度)4年目 (令和5年度)			5年目 (令和10年度)5年目 (令和6年度)			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,843	1,373	265	1,902	1,337	272	1,878	1,372	279	1,859	1,407	286	1,843	1,441	292	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	2,173	1,291	288	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297
	特定地域型 保育事業	0	64	30	0	64	30	0	64	30	0	64	30	0	64	30
	認可外保育 施設等	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18
②-① 過不足	330	38	71	375	118	73	399	83	66	418	48	59	434	14	53	

■ 王子地域

(人)

	1年目 (令和6年度)1年目 (令和2年度)			2年目 (令和7年度)2年目 (令和3年度)			3年目 (令和8年度)3年目 (令和4年度)			4年目 (令和9年度)4年目 (令和5年度)			5年目 (令和10年度)5年目 (令和6年度)			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,633	1,168	227	1,677	1,159	235	1,661	1,197	242	1,632	1,236	250	1,641	1,274	257	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244
	特定地域型 保育事業	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36
	認可外保育 施設等	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8
②-① 過不足	20	58	61	▲24	67	53	▲8	29	46	21	▲10	38	12	▲48	31	

■ 滝野川地域

	1年目 (令和6年度)1年目 (令和2年度)			2年目 (令和7年度)2年目 (令和3年度)			3年目 (令和8年度)3年目 (令和4年度)			4年目 (令和9年度)4年目 (令和5年度)			5年目 (令和10年度)5年目 (令和6年度)			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,016	847	209	1,050	860	212	1,053	872	215	1,073	886	219	1,089	899	221	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,166	799	177	1,300	847	180	1,300	847	180	1,300	847	180	1,300	847	180
	特定地域型 保育事業	0	118	50	0	118	50	0	118	50	0	118	50	0	118	50
	認可外保育 施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②-① 過不足	150	70	18	250	105	18	247	93	15	227	79	11	211	66	9
------------	-----	----	----	-----	-----	----	-----	----	----	-----	----	----	-----	----	---

(人)

## 〇3号認定子どもの保育利用率(※)

### ■ 北区全域

(人)

	令和26年度	令和37年度	令和48年度	令和59年度	令和610年度
3号認定確保方策	4,405	4,509	4,509	4,509	4,509
0-2歳推計人口	8,780	9,157	9,410	9,574	9,412
保育利用率	50.2%	49.2%	47.9%	47.1%	47.9%

### ■ 赤羽地域

(人)

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度 令和6年度
3号認定確保方策	1,747	1,800	1,800	1,800	1,800
0-2歳推計人口	3,686	3,829	3,890	3,956	3,967
保育利用率	47.4%	47.0%	46.3%	45.5%	45.4%

### ■ 王子地域

(人)

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度 令和6年度
3号認定確保方策	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514
0-2歳推計人口	2,676	2,883	2,985	3,011	2,880
保育利用率	56.6%	52.5%	50.7%	50.3%	52.6%

### ■ 滝野川地域

(人)

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度 令和6年度
3号認定確保方策	1,144	1,195	1,195	1,195	1,195
0-2歳推計人口	2,418	2,445	2,535	2,607	2,565
保育利用率	47.3%	48.9%	47.1%	45.8%	46.6%

※保育利用率:満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数(前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数)の割合です。



## (2) 幼稚園 認定こども園（教育利用分）

### 【今後の方向性】

○就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

<b>量の見込み の考え方</b>	「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。 「他区市町村の子ども」は各年度の募集定員数（確保方策）から、北区の子どもの量の見込み数を差し引いた数とする。
<b>確保方策 の考え方</b>	募集定員数から算出。 「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。 特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、募集定員総数に対する各募集定員数の割合を乗じて算出。 「他区市町村の子ども」は、募集定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

(人)

		令和6年度令和2 年度		令和7年度令和3 年度		令和8年度令和4 年度		令和9年度令和5 年度		令和10年度令和6 年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い
① 量の 見 込 み	北区の子ども	2,219	1,159	2,234	1,166	2,268	1,184	2,321	1,213	2,386	1,249
		3,378		3,400		3,452		3,534		3,635	
	他区市町村の 子ども	1,859		1,837		1,785		1,703		1,602	
② 確 保 方 策	北区の子ども	3,378		3,400		3,452		3,534		3,635	
	特定教育・ 保育施設	439		442		449		459		473	
	確認を受け ない幼稚園	2,939		2,958		3,003		3,075		3,162	
	他区市町村の 子ども	1,859		1,837		1,785		1,703		1,602	
	特定教育・ 保育施設	241		239		232		221		208	
	確認を受け ない幼稚園	1,617		1,598		1,553		1,482		1,394	
②-①過不足		0		0		0		0		0	

※ 特定教育・保育施設: 区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園(教育利用分)

6

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業概要】

子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

具体的には次の業務を行います。

#### ①利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

#### ②地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

#### 【今後の方向性】

○妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し、早期から関わりを持つとともに、必要に応じて関係機関とも連携して支援を推進します。

○子育て家庭や妊産婦のニーズにあわせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行っていきます。

<b>確保方策 の考え方</b>	「特定型」：利用者支援を実施する窓口。子ども家庭支援センター1カ所 「母子保健型」：王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター3カ所で実施する子育て世代包括支援センター事業 引き続き、地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現を図ります。
----------------------	--

(カ所)

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度令 和6年度
確保方策	4	4	4	4	4

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### 【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供を行います。
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待など様々な相談に対応していきます。

量の見込み の考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 0-2歳の保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用意向回数（年間）」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数（年間）」から、保育所利用の意向などを考慮して算出。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。（※）

	（延べ人数）				
	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度令 和6年度
量の見込み	286,264	298,103	306,047	311,197	306,110
確保方策	286,264	298,103	306,047	311,197	306,110

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

### (3) 妊婦健康診査

#### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### 【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産をめざします。

量の見込み の考え方	人口推計から予測した妊婦数（母子手帳交付数）に、1人あたりの平均受診回数（実績）を乗じて算出。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。（※）

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度令 和6年度
量の見込み	39,916 回 (3,632 人)	41,004 回 (3,731 人)	41,916 回 (3,814 人)	41,982 回 (3,820 人)	41,136 回 (3,743 人)
確保方策	39,916 回 (3,632 人)	41,004 回 (3,731 人)	41,916 回 (3,814 人)	41,982 回 (3,820 人)	41,136 回 (3,743 人)

延べ回数( )内は実人数

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### 【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

量の見込み の考え方	各年の0歳児推計数に、92.2%（里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合）を乗じた。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。（※）

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度令 和6年度
量の見込み	2,774	2,850	2,914	2,918	2,859
確保方策	2,774	2,850	2,914	2,918	2,859

（人）

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## (5) 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

### 【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

量の見込みの考え方	対象年齢人口に対する訪問家庭数の割合実績から推計。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する。(※)

(延べ人数)

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度 令和6年度
量の見込み	847	866	886	907	921
確保方策	847	866	886	907	921

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### 【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。

### 【今後の方向性】

- 現在、宿泊を伴う養育支援の需要は必ずしも高くはありませんが、ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 利用者がより使いやすい事業となるよう、対象年齢の拡大や利用目的の拡充などを検討していきます。

<b>量の見込み の考え方</b>	ニーズ調査の結果を基に算出。 泊りがけで家族以外に子どもを預けなければならない際にショートステイを利用したか、子どもだけで留守番させた者に、その平均日数を乗じる。
<b>確保方策 の考え方</b>	1日あたり利用人数を3人とし、開所日数を乗じて算出。 ※1日の定員はトワイライトステイとあわせて5人まで

(延べ人数)

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度令 和6年度
量の見込み	934	957	978	998	1,003
確保方策	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077
過不足 <small>(確保方策－量の見込み)</small>	143	120	99	79	74

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児※）

### 【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

### 【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

<b>量の見込み の考え方</b>	過去の利用申込数の実績を基に利用意向率を算出し、各年の6-11歳人口推計に乗じて算出。 ※未就学児の利用については、⑧の一時預かり事業で量を見込んでいます。
<b>確保方策 の考え方</b>	平成30年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和6年度に実働サポート会員160人が月6回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

(延べ利用人数)

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度令 和6年度
量の見込み	4,088	4,175	4,270	4,389	4,513
確保方策	3,823	4,019	4,215	4,411	4,608
過不足 <small>(確保方策—量の見込み)</small>	▲265	▲156	▲55	22	95



## (8) 一時預かり事業

### 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。

### 【今後の方向性】

- 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。
- 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することをめざします。

#### <幼稚園の一時預かり>（預かり保育）

<b>量の見込み の考え方</b>	二一ズ調査の結果を基に算出。 1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、 2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間就労日数を乗じた延べ人数を合計する。
<b>確保方策 の考え方</b>	幼稚園：量の見込みの100%を確保する。（※）

	（延べ人数）				
	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度令 和6年度
量の見込み	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
確保方策	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

<幼稚園以外>(保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)、トワイライトステイ)

<b>量の見込み の考え方</b>	ニーズ調査の結果を基に算出。 0-2歳の保護者について、一時預かりを利用したい者の数に平均希望日数を乗じ、ベビーシッターや保育所等の利用意向を考慮して算出。
<b>確保方策 の考え方</b>	各事業の利用可能数を今後の整備計画を踏まえて合計する。

(延べ人数)

	<u>令和6年度 令和2年度</u>	<u>令和7年度 令和3年度</u>	<u>令和8年度 令和4年度</u>	<u>令和9年度 令和5年度</u>	<u>令和10年度令 和6年度</u>
量の見込み	43,247	45,406	46,855	47,795	43,867
確保方策	33,452	35,246	35,540	35,834	36,130
過不足 <small>(確保方策-量の見込み)</small>	▲9,795	▲10,160	▲11,315	▲11,961	▲ 7,737

## (9) 延長保育事業

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。

### 【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。

量の見込み の考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 保育園を利用または希望している人で、利用希望時間を19時以降とした人数。
確保方策 の考え方	各園の延長保育定員数を今後の整備計画に基づき算出。

(人)

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度令 和6年度
量の見込み	1,597	1,637	1,673	1,707	1,716
確保方策	1,670	1,770	1,770	1,770	1,770
過不足 (確保方策－量の見込み)	73	133	97	63	54

## (10) 病児病後児保育事業

### 【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

### 【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 施設型については、既存施設の利用状況等を踏まえ、地域バランスにも配慮しながら、新たな施設の整備を検討していきます。
- 平成27年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育事業については、病中における施設往來の負担にも配慮し、補完的な制度として継続していきます。

<b>量の見込み の考え方</b>	ニーズ調査の結果を基に算出。 子どもが病気やケガの際に、病児・病後児保育を利用したことがある人数と、仕方なく子どもだけで留守番をさせた人数から、その平均利用希望日数を乗じた。
<b>確保方策 の考え方</b>	今後の整備計画を踏まえた病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

(延べ人数)

	令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度 令和6年度
量の見込み	3,296	3,378	3,452	3,523	3,540
確保方策	2,080	3,120	4,420	4,420	4,420
過不足 <small>(確保方策－量の見込み)</small>	▲1,216	▲258	968	897	880

## (11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

### 【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

### 【今後の方向性】

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
- 待機児童（※）の解消については、学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内及び周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めます。  
※平成31年4月1日時点で80名
- 小学校4年生以上の児童については、放課後子ども教室（一般登録）特例利用で対応していますが、児童が必要な支援を受けられる環境を確保できるよう事業の充実を検討していきます。
- 学童クラブの育成時間の拡大については、利用者のニーズを踏まえ検討していきます。

<b>量の見込み の考え方</b>	学童クラブの利用実績から算出した利用希望率を基に算出。
<b>確保方策 の考え方</b>	人口推計及び学校ごとの利用希望率を基に、各年度の定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

### ■ 北区全域

(人)

		令和6年度 令和2年度	令和7年度 令和3年度	令和8年度 令和4年度	令和9年度 令和5年度	令和10年度 令和6年度
量 の 見 込 み	1年生	1,099	1,154	1,209	1,239	1,253
	2年生	907	952	998	1,023	1,033
	3年生	739	774	811	834	841
	合 計	2,745	2,880	3,018	3,096	3,127
確保方策		3,220	3,300	3,460	3,545	3,565
過不足 (確保方策－量の見込み)		475	420	442	449	438
量 の 見 込 み	4年生	374	382	393	393	396
	5年生	120	122	126	126	128
	6年生	37	38	39	39	39
	合 計	531	542	558	558	563

	令和6年度 令和2年度	令和7年度令 和3年度	令和8年度令 和4年度	令和9年度令 和5年度	令和10年度令 和6年度
確保方策	0 ※				

■ 赤羽地域

(人)

		令和6年度 令和2年度	令和7年度令 和3年度	令和8年度令 和4年度	令和9年度令 和5年度	令和10年度令 和6年度
量の 見込み	1年生	457	474	479	481	485
	2年生	377	391	395	397	400
	3年生	307	318	320	323	326
	合 計	1,141	1,183	1,194	1,201	1,211
確保方策		1,445	1,485	1,485	1,485	1,465
過不足 (確保方策－量の見込み)		304	302	291	284	254
量の 見込み	4年生	157	159	162	161	163
	5年生	50	51	52	52	53
	6年生	16	16	16	16	16
	合 計	223	226	230	229	232
確保方策		0 ※				

■ 王子地域

(人)

		令和6年度 令和2年度	令和7年度令 和3年度	令和8年度令 和4年度	令和9年度令 和5年度	令和10年度令 和6年度
量の 見込み	1年生	360	379	408	426	432
	2年生	297	313	337	352	356
	3年生	242	254	275	288	290
	合 計	899	946	1,020	1,066	1,078
確保方策		980	980	1,060	1,105	1,145
過不足 (確保方策－量の見込み)		81	34	40	39	67
量の 見込み	4年生	105	110	110	107	110
	5年生	34	35	35	34	35
	6年生	10	11	11	10	11
	合 計	149	156	156	151	156
確保方策		0 ※				

■ 滝野川地域

(人)

		令和6年度 令和2年度	令和7年度令 和3年度	令和8年度令 和4年度	令和9年度令 和5年度	令和10年度令 和6年度
量の見込み	1年生	282	301	322	332	336
	2年生	233	248	266	274	277
	3年生	190	202	216	223	225
	合計	705	751	804	829	838
確保方策		795	835	915	955	955
過不足 (確保方策ー量の見込み)		90	84	111	126	117
量の見込み	4年生	112	113	121	125	123
	5年生	36	36	39	40	40
	6年生	11	11	12	13	12
	合計	159	160	172	178	175
確保方策		0 ※				

※各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録(一部児童館)の特例的な利用としています。



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

---

### 【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行っていきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

---

### 【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

#### ①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

#### ②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。

### 【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者及び対象者への適切な支援を実施していきます。

# (仮称) 北区子ども条例の基本的な考え方 (案)

令和5年5月31日 北 区

この「条例の基本的考え方」は、条例制定のための要旨となる事項を記載したものであり、具体的な表記等は今後精査していきます。

条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。

## ◎条例制定の趣旨

北区では、3つの優先課題に「子育てするなら北区が一番」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記しています。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、すべての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するとともに、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、心身ともに健やかに成長できるよう、(仮称)北区子ども条例を制定することとします。

## 1 条例の全体構成

- (1) 前文
- (2) 総則(目的、基本理念、定義、各主体の役割)
- (3) 子育て、養育の支援
- (4) 子どもの安全、安心の保障
- (5) 子どもの意見表明、参加の支援
- (6) 自分らしさ、個性の尊重
- (7) 子どもの居場所作り
- (8) 子どもの権利擁護
- (9) 子どもの権利の普及
- (10) 権利委員会

## 2 条例の内容

---

### (1) 前文(盛り込む内容)

- ① 生命、生存、発達への権利
- ② 子どもの最善の利益の確保
- ③ 子どもの意見の尊重
- ④ 子どもに対するあらゆる差別の禁止
- ⑤ 「児童の権利に関する条約」及び子どもの権利について

### (2) 総則部分

#### ① 目的

- ・「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、未来を担う子どもたちが誰一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう子どもの権利を保障するとともに、保護者や地域、学校等子どもを取りまくすべての人々が、子どもの育ちを支援するまちを目指す。

#### ② 基本理念

- ・「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重するとともに、「子どもの最善の利益」を最優先とする。
- ・すべての子どもが将来への夢と希望をもって健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備する。

#### ③ 定義

- ・「子ども」とは区民および区に関する18歳未満の者をいう。ただし、本条例の適用を認めることが適当な者も含む。
- ・「保護者」とは、親、里親、その他親に代わり養育をする者をいう。
- ・「区民等」とは、区内で学んだり、働いたり、活動したりしている区民、団体、事業者のことをいう。
- ・「育ち学ぶ施設及び団体等」とは保育所や幼稚園、学校、その他子どもが育ち、学び、活動する施設及び団体をいう。

#### ④ 北区の役割

- ・区は、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」をはじめとした、子どもの権利を尊重し擁護するための施策を推進すること。
- ・区は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行う。
- ・区は、区民等の子どもや子育てを支援する活動を促進すること。
- ・区は、国、他の地方公共団体等と連携協力し、区外においても子どもの権利が保障されるよう努めること。

#### ⑤ 保護者の役割

- ・保護者は子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもの年齢や成長に応じた支援に努めること。

#### ⑥ 区民等の役割

- ・区民等は地域において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもが健やかに成長し子育てしやすい環境づくりに努めること。

#### ⑦ 育ち学ぶ施設及び団体等の役割

- ・育ち学ぶ施設及び団体等の設置者及び職員は、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、家庭や地域との連携のもとで子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援に努めること。

### (3) 子育て、養育支援

#### ① 子どもの育ちへの支援の保障

- ・保護者は、安心して子育てができるよう子どもの健やかな育ちのため、区等からの必要な支援を受けることが保障されること。

#### ② 養育環境の保障

- ・保護者が良好な家庭環境の中で子どもを養育できるよう、区等は必要な支援を行うよう努めること。

### (4) 子どもの安全、安心の保障

#### ① 子どもの成長と安心の保障

- ・子どもは、保護者に家庭的な安心して過ごせる環境のもとで育まれ成長していく権利及び、あらゆる暴力や差別から守られ安心して生きる権利が保障されること。

#### ② 虐待、体罰等の禁止

- ・虐待、体罰など子どもの権利侵害をしてはならないこと。
- ・子どもは権利が守られないとき、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体など大人に助けを求めることができること。
- ・区は、虐待や体罰など子どもの権利侵害の防止と救済のために必要な措置を講ずること。

#### ③ 子どもが安全、安心に暮らせる環境づくり

- ・区は保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と連携のもと、子どもが安心して安全に暮らすことのできる環境づくりに努めること。

#### ④ 子どもの貧困の防止

- ・区は、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と協力のもと、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むこと。

#### ⑤ いじめその他の権利侵害の防止

- ・区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めること。

## (5) 子どもの意見表明、参加の支援

### ① 子どもの意見の尊重と参加

- ・子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び団体等、地域など生活におけるあらゆる場面において、その意見が尊重され、参加する権利が保障されること。

### ② 子どもの意見反映、参加の仕組みづくり

- ・区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、区政、地域活動、育ち学ぶ施設及び団体等の運営において子どもの意見反映、参加に努めること。

## (6) 自分らしさ、個性の尊重

- ・子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、**また相互に尊重しあうことで**、誰一人取り残されることなくその権利が保障されること。

## (7) 子どもの居場所づくり

- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、子どもが安心して安全に遊び、学び、活動するために必要な居場所作りの推進に努めること。
- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は子どもの身近な生活の場において、居場所が確保されるよう努めること。

## (8) 子どもの権利擁護

### ① (仮称) 子どもの権利擁護委員の設置

- ・区は、子どもの権利侵害等について適切かつ迅速に処理するため「(仮称) 子どもの権利擁護委員」を置くこと。
- ・「(仮称) 子どもの権利擁護委員」は、人格が優れ、子どもの権利に理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱すること。
- ・任期は2年とし、再任を妨げないこと。
- ・守秘義務を課すこと。

### ② 「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務等

- ・独立して職務を行うこと。ただし、必要に応じて合議を行うこと。
- ・子どもの権利侵害の相談、その改善や救済、回復のための助言や支援を行うこと。
- ・子どもの権利侵害の申立てを受け、事実関係の調査、調整を行うこと。
- ・判明した子どもの権利侵害に対して、必要と認められる場合、権利の回復に向けて、侵害した機関等に対して、是正の要請等を行うこと。
- ・毎年の活動状況を区長に報告し、公表すること。

- ・区は、「(仮称)子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力すること。
- ・保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、「(仮称)子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に協力するよう努めること。

## (9) 子どもの権利の普及

- ・区は、保護者や区民等に対して、条例に定められた子どもの権利について、周知や学習の機会を設けるなどして、普及啓発に努めること。
- ・区は、子どもにかかわる施設等において、この条例に定められた子どもの権利が保障されるよう普及啓発に努めること。
- ・区は、児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

## (10) 子どもの権利委員会

### ①北区子どもの権利委員会の設置

- ・区は、この条例に基づく施策を検証するために、区長の附属機関として北区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設ける。
- ・権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
- ・権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- ・区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができる。
- ・委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### ②権利委員会の職務

- ・権利委員会は、次に掲げる職務を行います。
  - (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
  - (2) 権利擁護委員からの報告について、調査及び審議をすること。
  - (3) 前各号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

### ③会長及び副会長

- ・権利委員会に会長及び副会長を置く。
- ・会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- ・会長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### ④招集等

- 権利委員会は、会長が招集する。
- 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

⑤庶務

- 権利委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。

## 「(仮称)北区子ども条例 アンケート(案)」の実施について

- 1 対 象 区立小中学校で児童・生徒(小学生は4年生以上)
- 2 実施時期 令和5年7～8月頃
- 3 聴取方法 GIGA スクール端末を活用した選択式(一部記述式)アンケート
- 4 質問項目
  - (1) 条例の名称について(選択式)
  - (2) 条例の前文について
    - ・スタイル(選択式)
    - ・キーワード(自由に)
  - (3) 盛り込むべき権利(選択式)
  - (4) 一番幸せを感じるのは、どんなときか
  - (5) 条例についての自由意見

### アンケート(案)

---

※以下、すべて実際に聴取する際には、子どもたちにも分かり易い文章へ改め、適宜イラストを添えるなどして、できるだけ答えやすいアンケートとする予定です。

北区では、すべての区民が一体となって子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するまちの実現を目標とし、令和5年度末の「(仮称)北区子ども条例」の制定を目指して、準備を進めています。

昨年12月には、「(仮称)北区子ども条例」の制定準備のため、皆さんが困っていることや、その解決策等についてアンケートを行いました。今回は、条例のより具体的な内容についてアンケートを実施します。

条例を目にした区民の方々が、子どもたちが生きるために必要な権利等の重要性を理解し、子どもたちの健全な育ちを支援しようという意識を醸成するために、条例にはその主役であるあなたたち子どもたち自身の意見を反映させることが不可欠です。ぜひご協力ください。よろしくお願いいたします。



問1 条例の名称は、ア～ウのどちらが良いですか？ \_\_\_\_\_

ア. 「権利」という言葉を含んだもの

例：「北区子どもの権利条例」「北区子どもの権利を守る条例」

イ. 「未来」という言葉を含んだもの

例：「北区子ども未来条例」「北区未来に羽ばたく子ども条例」

ウ. 「幸せ」という言葉を含んだもの

例：「北区子どもの幸せ条例」「北区子どもの幸せを守る条例」

問2 条例の前文について

「前文」とは、条文本体の前に置かれ、その法令の理念、目的などを強調して述べた文のことで、(仮称)北区子ども条例では、皆さんが広く区民の皆さんへ伝えたい重要なことやメッセージを盛り込みたいと考えています。

(1) 前文はどのような形式のものがよいと思いますか？次のア～エから選んでください(エは意見欄にも記述してください)。 \_\_\_\_\_

ア. 制定する区側の思い・目的等を文章形式で表したもの

(例：「江戸川区子ども条例」の前文参考)

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

区は、児童の権利に関する条約の考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

## イ. 子ども・大人・区、それぞれの立場から宣言する形式

(例：北区策定「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を参考)

<子どもから大人へのメッセージ>

1. 私たち子どもが困ったときは、きちんと相談にのってください。
2. 私たち子どもは、ひとりひとり、やりたいことができることが違います。それぞれの状況を考慮したうえで、成長のための支援をするようにしてください。

<大人から子どもへのメッセージ>

1. 私たち大人は、子どもたちを1人の人として尊重します。
2. 私たち大人は、子どもたちが、支援が必要な存在と認識し、常にあらゆる場面で手厚く必要な支援を行っていきます。

## ウ. 子どもたちからのメッセージを発信する形式

(例：「武蔵野市子どもの権利条例」の前文を参考)

北区は子どもの権利条約に基づき、区民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

(略)

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

## エ. その他

【意見欄】
-------

(2) 前文に盛り込んだ方がよいと思う、文言・キーワード・文章等があったら教えてください。(いくつでも可)

【意見欄】
-------

問3 条例には、子どもたちに関するさまざまな権利を盛り込む予定です。

★現在、区で条例に盛り込みたいと考えている子どもたちに関する権利（イラスト）

1. 子どもの安心・安全	2. 子どもの意見 表明・参加	3. いじめ対応
4. 虐待の防止	5. 自分らしさ ・個性の尊重	6. 子どもの居場所
7. 子どもの貧困防止		

(1) 次の①～⑥に挙げた権利のうち、最も重要だと思う権利の番号を3つまで書いてください（1つだけ、2つだけでもよいです）

\_\_\_\_\_

- ①ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つことが保障される権利
- ②周囲の大人と交流の機会を持ち、意見交換を行い、時には悩み事等を相談できる権利
- ③個々の子どもたちの状況・心情等に応じて、子どもたちの望む形で学ぶことができる権利
- ④様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむ権利
- ⑤プライバシーが尊重される権利
- ⑥失敗してもやり直すことができる権利
- ⑦遊ぶ権利

問4 あなたが一番幸せを感じるのは、どんな時ですか？

問5 そのほか意見があれば書いてください。

【意見欄】

## 条例に関してこれまでの部会で出された主なご意見

### 1. 「家庭的な環境」という表現に関して

(計画策定部会)

- ・良好でない家庭環境
- ・古い家父長制的な家庭の正義
- ・家庭的保育
- ・「家庭的な環境」と「実際の家庭環境」
- ・「良好な環境」や「子どもが安心してくつろげる環境」

(未来応援部会)

- ・「保護者に家庭的な環境のもとで・・・」の「保護者に」は不要

### 2. 子どもの義務に関する記載がないことについて

(計画策定部会)

- ・いじめてはいけない義務
- ・子どもにも義務を課すことの是非
- ・義務ではなく「互いに尊重」

### 3. 子どもの権利の普及について、推進委員を設けないことについて

(計画策定部会)

- ・権利そのものや普及啓発についての責任の所在
- ・権利が守られているかは権利擁護委員の責任
- ・普及啓発については区の責任
- ・子子会議は監査・調査機関的な存在
- ・権利擁護委員も普及啓発の一部を担う
- ・体制の構築だけでは具体的に欠けるのでは

(未来応援部会)

・「子どもの権利の普及」を(5)子供の意見表明から分離して、別建てにしたことは評価する。

## ②推進体制の整備について

(未来応援部会)

- ・推進委員は普及啓発の検討や権利が守られているか検証をする役割
- ・子子会議にその機能があるといっても、年4回の会議では消化できない。
- ・親が子育てしやすい状況にあるかどうかを検証する必要がある
- ・子ども・子育て会議とは別建ての委員会とすべき
- ・条例が守られているかどうかの検証は専門の学識経験者の意見を仰ぐべき
- ・権利擁護委員と権利委員とは役割の根本が異なる。
- ・子育て施策全般についての推進委員ではなく、権利普及のための推進委員なら不要という案だが、むしろ子育て施策全般についての推進委員が必要。
- ・子子会議で時間が取れないということなら、子子会議の中に部会として権利部会を設置したらどうか。その場合は、最終的には子子会議で議論を深めていくことになる。
- ・子どもの権利が専門の学識経験者にも議論に加わってもらうべき。
- ・(権利に特化した委員会は持たないという事務局案について)委員会の設置がベストだが、最低でもメンバーに専門の学識経験者を加えてほしい。
- ・権利の普及啓発のみでなく、施策全般についてモニタリングをして、次の施策に生かす必要がある。

## 4. 小中学生向けアンケートについて

(1) 構成全般に対する意見

(計画策定部会)

- ・年齢別の調査結果
- ・いる/いないではなく、選択肢から一つを選ばせるようなアンケート
- ・アンケートの回収率を高める工夫を
- ・小学生が答えられるレベル感のアンケートなのか？
- ・憲法や条約、条例は小6で学ぶ。

- ・ 4年生以上の意識の高い児童なら、回答可能な子もいる
- ・ あいまいな理解のまま回答されると信頼性が下がる。

## (2) 文化芸術権、休息権

### (計画策定部会)

- ・ 文化・芸術的活動へ参加できる権利は不要か
- ・ 子どもの文化権は、児童労働などが未だに行われている国向け
- ・ 子どもの文化権が侵害されているといった一般的状況にはない。

### (未来応援部会)

- ・ 文化芸術権は条例へ盛り込むべき。
- ・ 子どもの休息権は必須

## (3) そのほか

### (計画部会)

- ・ 例示されている6つすべての権利についてアンケートをとるべき
- ・ 権利の列挙も、挙げればきりが無い。
- ・ 基本となるのは「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」であり、この4つに集約されるのでは？
- ・ 個別の権利の部分で北区の独自性を出せる

### (未来部会)

- ・ 発達に応じたプライバシー権は必要
- ・ 失敗してもやり直せる権利はそのままの表現でよい